

監査報告書

平成26年5月9日

社会福祉法人 ねむの木福祉会
あおぞら保育園・あおぞら児童クラブ
理事長 浅津寿広

社会福祉法第40条、関係法令、社会福祉法人ねむの木福祉会定款第11条及び経理規程に基き実施した平成25年度のむ監査結果について次のとおり報告します。

監事 稲垣長郷

監事 寺本敏徳

1. 監査日時

平成26年5月8日（木）18時30分 ～ 21時30分

2. 場所

松江市学園二丁目7番10号
社会福祉法人 ねむの木福祉会 あおぞら保育園事務室

3. 監査の実施内容

- (1) 私たち監事は、平成25年4月1日から平成26年3月31日までの事業年度において社会福祉法人ねむの木福祉会本部及びあおぞら保育園・あおぞら児童クラブ（以下、法人）の役員・理事の業務執行状況を監査いたしました。
- (2) 監査は具体的に別紙「監事監査重点項目」に基づいて役員・理事会に関すること。資産（不動産等）に関すること。業務に関すること。経理に関すること。その他（職員の処遇）に関することについて監査を実施しました。
- (3) また、監事は理事会に出席し理事及び職員からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め重要な決裁書類等を閲覧し、主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。

4. 監査の結果

- (1) 事業報告書及びその附属明細書は関連する法令及び通知等にしたがって、事業の執行状況を正確に記してあるものと認めます。
 - (イ) 財産目録（財産目録明細）は、関連する法令および通知等にしたがって、財産を正確に記してあるものと認めます。
 - (ロ) 貸借対照表・事業活動収支計算書・資金収支計算書は、関連する法令および通知等にしたがって、収支及び事業活動の状況並びに財政状態を正確に記してあるものと認めます。
 - (ハ) 経理に関する事項については、経理規程に則り概ね正確に執行されていることを認めます。
- (2) 理事会に関する事項
 - (イ) 理事会・評議員会の出席状況は概ね良好であったと認めます。
 - (ロ) 業務に関する事項については、概ね円滑に執行されたもの認めます。
 - (ハ) その他、職員の処遇については、概ね良好に対処されていることを認めます。

5. 追記情報

- (1) あおぞら児童クラブの定員の増加に加え、あおぞら保育園においては休日保育が実施されています。職員の勤務体制については、引き続き勤怠管理に留意され、健康で活力ある職場環境づくりを推進していただきたい。
- (2) 理事、評議員から保育所や児童クラブ運営に関し、それぞれの知見から積極的な意見、提言がなされており評価します。

以上